

## 第 1 1 9 号議案

足立区不燃建築物促進助成条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区不燃建築物促進助成条例の一部を改正する条例  
足立区不燃建築物促進助成条例（昭和 5 9 年足立区条例第 2 8 号）の  
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- （ 3 ） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成  
1 8 年法律第 4 9 号）第 4 条に基づく認定を受けた法人又は一  
般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第  
4 8 号）第 2 2 条の規定により設立された一般社団法人若しく  
は同法第 1 6 3 条の規定により設立された一般財団法人で公益  
を目的とするもの

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「建築物」を「不燃建築物」に、「各号  
の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 4 項中「この限りでない」を「  
この限りでない」に改める。

第 5 条第 3 項中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に  
改め、同項第 2 号中「助成」を「助成金」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から  
施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であつて、整備法第42条に基づく特例社団法人又は特例財団法人であるものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。